

救急医療情報キットを支給しています

町では、町内在住の65歳以上の方で、一人暮らしの方、高齢者のみでお住まいの方または日中や夜間に独居となる方を対象に、救急時に必要な医療情報をあらかじめ保管しておくことができる、「救急医療情報キット」を無償で支給しています。

この「救急医療情報キット」とは、あらかじめ所定

◎携帯用の救急医療情報キットも支給します

すでに救急医療情報キットの支給を受けている方で、ご希望の方には、外出先でも持ち歩けるキーホルダー型の救急医療情報キット（もしもの時の救急あしんシート）を支給しますので、福祉保健課までお問い合わせください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83・2777

高齢者緊急通報システム協力員

活動報償費の支払い

日頃、高齢者緊急通報システムの協力員として活動されている方に対し、令和2年度分（令和2年4月から令和3年3月分）の活動報償費を支払います。

（金額）担当されている利用者1名につき月額500円（年度満額6000円）
○年度途中に協力員となられた方には、担当されてい

る緊急通報システム利用者が機器を設置した月の分より支払います。
○年度途中で機器を撤去された利用者の協力員には、撤去された月の分まで支払います。
* 4月26日に指定の口座へ振り込みます。
※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83・2777

心身障害者福祉

手当などの支払

○20歳以上65歳未満で、心身につきのいずれかの程度の障害を有する手帳の交付を受けた方が対象です。

①身体障害者手帳で1級から4級の交付を受けている方
②愛の手帳で1度から4度の交付を受けている方
③脳性マヒまたは進行性筋萎縮性を有する方

町内医療機関通院送迎サービス

（外出支援サービス）を行っています

町では、在宅で生活する65歳以上の方で、医療機関への通院が困難な方を対象に、町内の医療機関・歯科診療所（下表参照）への通院送迎サービスを実施しています。ご自宅近くまで送迎しますので、ぜひご利用ください。

*利用料は無料です。
*ご希望の方は、福祉保健課または社会福祉協議会事務局にある、申請書をご記

曜日	送迎場所
月曜日	奥多摩病院
月曜日（午後）	古里歯科診療所
火曜日	双葉会診療所
水曜日	川辺医院
木曜日	奥多摩病院
金曜日（午前）	奥多摩病院
金曜日（午後）	峰谷診療所

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83・2777

【都制度】

・月額1万5500円

身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1～3度の方など

【町制度】

・月額1万 6000円

身体障害者手帳3級および愛の手帳4度の方

【町制度】

・月額 6400円

身体障害者手帳4級の方

*ただし、所得制限があります。

○精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方

【町制度】

・月額 5000円

◎令和2年12月～令和3年3月分を4月15日に指定の口座へ振り込みます。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83・2777